

多度津町ごみ処理基本計画（案）

令和 8 年 ● 月

目 次

第1章 計画の基本的事項	
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の目標年度	2
第2章 多度津町の現状	
第1節 多度津町の概要	3
第2節 自然的状況	4
第3節 社会的状況	7
第3章 ごみ処理の現状と課題	
第1節 運営・管理体制及びごみ処理施設	13
第2節 ごみの分別区分及び収集頻度等	15
第3節 ごみの排出及び処理状況	16
第4節 ごみの減量化・資源化に係る取り組み	24
第5節 前計画の目標値と令和6年度実績値の比較	25
第6節 ごみ処理の課題	26
第4章 人口及びごみ排出量の将来予測	
第1節 将来人口の設定	27
第2節 ごみ排出量の予測	28
第5章 計画目標の設定	
第1節 関連法及び関連計画等	30
第2節 ごみ減量化等の目標値	32
第6章 計画目標達成に向けた施策	
第1節 施策の体系	35
第2節 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を進めるための施策	36
第3節 リサイクル（再生利用）を進めるための施策	38
第4節 その他の施策や取り組み	40

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的

国では、廃棄物の減量化、リサイクルの推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめ、容器包装リサイクル法など各種リサイクル法制の整備が行われるとともに、廃棄物処理法の数次にわたる改正が行われ、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進する法的基盤が着実に整備されている。さらに、平成27年の国連総会では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットからなるSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられたことを受けて、持続可能な社会の実現に向けた取り組みが進められている。



資料：国連広報センター

図1-1-1 SDGsの17の目標

今後とも社会や経済が持続的に発展をしていくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済システムを見直し、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））と廃棄物の適正処理の推進を図ることで、環境への負荷の少ない循環型社会の構築、さらには持続可能な社会の実現に向けた取り組みを一層推進する必要がある。

本町では、平成12年3月に「多度津町ごみ処理基本計画」を策定、その後平成27年度に同計画を改定（令和3年度に中間見直し）し、3R活動の推進などにより循環型社会の形成を図ってきてている。

この度、計画期間（平成28年度から令和7年度）が終了することから、近年の国内外の動向や本町におけるごみ処理の現状と課題を踏まえて、新たな「多度津町ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

第2節 計画の位置付け

多度津町ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。) 第6条第1項に基づいて、廃棄物に関して市町村が策定する基本計画（一般廃棄物処理基本計画のうちごみに関する部分）であり、図1-2-1に示す法体系の中に位置付けられている。

また、多度津町ごみ処理基本計画は、多度津町のまちづくりを進めていく上での最上位に位置付けられる「第7次多度津町総合計画」を踏まえて、循環型社会の形成を進めていくための計画にも位置付けられる。

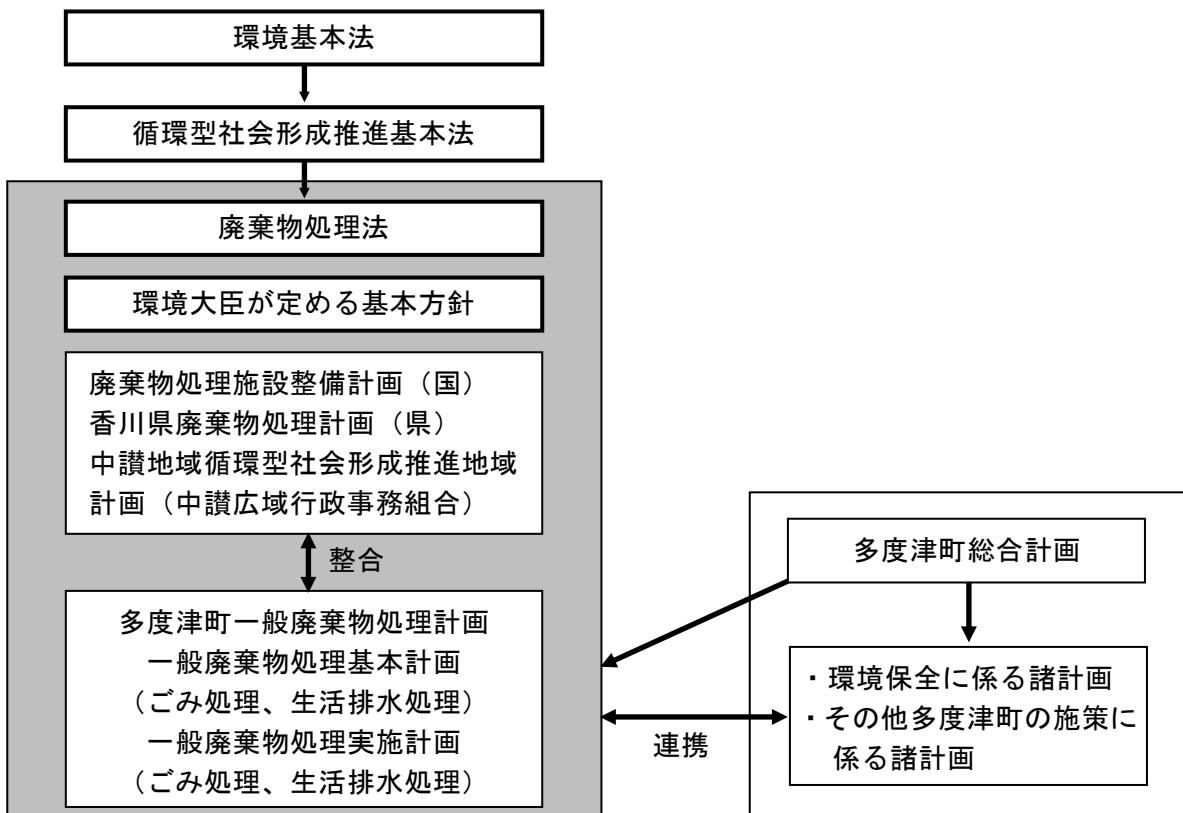


図1-2-1 多度津町ごみ処理基本計画の位置付け

第3節 計画の目標年度

ごみ処理基本計画は10～15か年計画であり、概ね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合等、必要に応じて見直すこととされている。

平成27年度に改定した「多度津町ごみ処理基本計画 改定版」では、計画期間を平成28年度から令和7年度の10年間としてしたことから、本計画についても計画期間を令和8年度から令和17年度の10年間（令和12年度を中間目標年度、令和17年度を目標年度）とする。

第2章 多度津町の現状

第1節 多度津町の概要

本町は、香川県の中西部に位置する面積 24.39km²のまちである。南は讃岐平野、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園に接しており、高見島及び佐柳島の島しょ部を有している。古くから天然の良港に恵まれ、港を中心に発展してきた。明治に入って四国最初の鉄道が開通し、善通寺・琴平・高知方面へ向かう JR 土讃線と観音寺・松山・宇和島方面に向かう JR 予讃線の分岐点に位置するなど、鉄道と港の利点を生かした交通の要衝となっている。

道路交通としては、北部海岸沿いに臨海産業道路（さぬき浜街道）、町南部を走る国道 11 号があり、近くには四国横断自動車道の善通寺インターチェンジや三豊鳥坂インターチェンジがある。海上交通としては、多度津～高見島～佐柳島を結ぶ航路があり、平成 27 年には新造船が就航した。

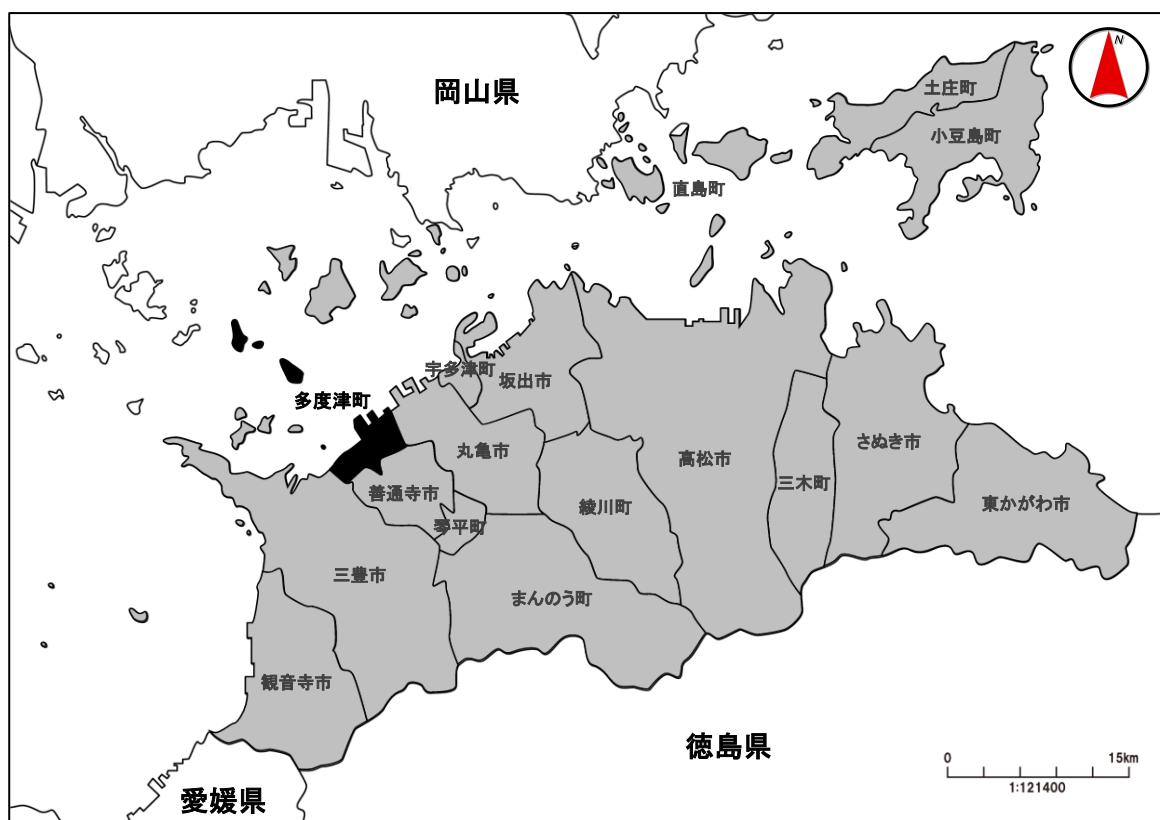


図 2-1-1 多度津町の位置

第2節 自然的状況

1 地象及び水象

本町は、多度津地区・四箇地区・白方地区にまたがる多度津山（標高 93.2m）、本町と善通寺市にまたがる天霧山（同 360.4m）、本町と三豊市にまたがる弥谷山（同 381.5m）等の丘陵地や山地、田・畠・住宅地などが広がる平坦地、そして高見島・佐柳島等の島しょ部から構成されている。高見島と佐柳島は、両島ともに全体が山のようになっていて、平坦地は非常に少なくなっている。

また、香川県の地形と地質は、讃岐山脈の隆起と侵食、河川による運搬堆積作用の産物であることから、瀬戸内海の島しょ部を除けば、香川県は讃岐山脈とその裾野に広がる巨大な扇状地（讃岐平野）から構成されているといえる。そして、讃岐平野の所々に、第三紀の火山岩である讃岐層群の山々が分布している。島しょ部の地質は、花崗岩と火山岩から構成されている。

主要な河川としては、四箇地区・多度津地区を流れる桜川及び四箇地区・白方地区を流れる弘田川の2つの二級河川がある。また、町内には千代池、要池などのため池があり、農業用水の水源等として利用されている。

2 気象

本町の気候は、温暖で降雨量が少ない瀬戸内海気候に属する。多度津特別地域気象観測所(所在地:多度津町家中)の平年値は、年平均気温が16.5°C、年降水量が1,116.8mmとなっている。また、降水量は梅雨時期と9月に多くなっている。

表 2-2-1 多度津特別地域気象観測所の平年値

項目及び単位	平均気温(°C)	最高気温(°C)	最低気温(°C)	平均風速(m/s)	日照時間(時間)	降水量(mm)
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30年	30年	30年	30年	30年	30年
1月	6.2	9.6	2.7	3.0	141.9	38.3
2月	6.4	10.2	2.6	2.7	150.7	46.3
3月	9.3	13.6	5.2	2.5	180.8	81.2
4月	14.2	19.0	10.0	2.4	198.6	79.5
5月	19.1	23.8	15.0	2.2	213.8	105.8
6月	22.6	26.6	19.5	2.0	162.9	160.5
7月	26.8	30.9	23.9	2.1	204.5	161.1
8月	28.3	32.7	25.1	2.3	233.5	88.9
9月	24.6	28.7	21.2	2.2	166.3	149.0
10月	19.0	23.1	15.2	2.2	171.8	106.2
11月	13.4	17.3	9.4	2.4	149.8	53.7
12月	8.5	12.1	4.8	2.8	139.4	46.4
全年	16.5	20.6	12.9	2.4	2,113.9	1,116.8

資料：気象庁

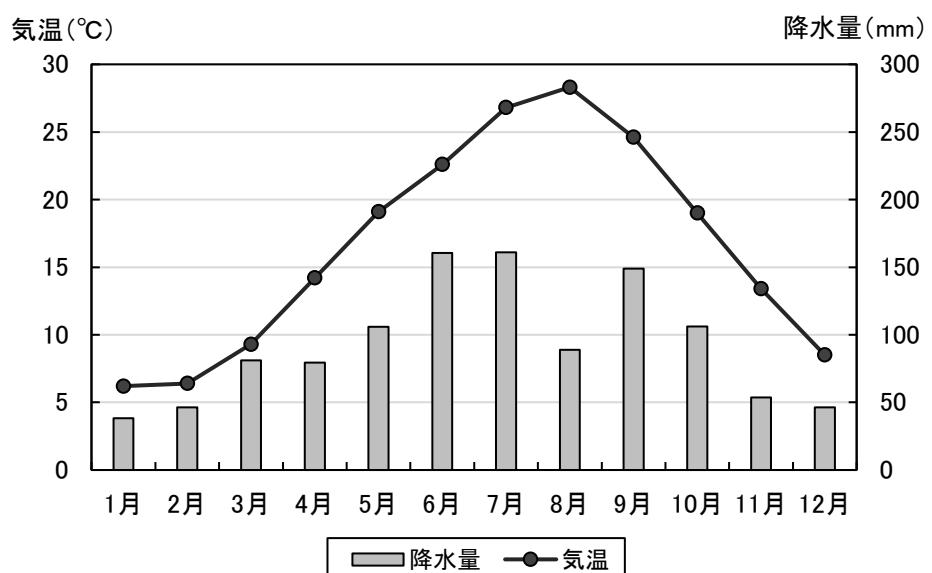


図 2-2-1 月別気温と降水量

3 災害

(1) 気象災害

本町における主な気象災害は表 2-2-2 のとおりであり、死者が発生するような大規模な風水害は近年発生していない。

表 2-2-2 多度津町の主な気象災害（平成以降）

発生年月日	災害名	死者 (人)	負傷者 (人)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	その他 被害
平成元年 9月 14日	大雨・雷・高潮	0	0	4	245	—
平成 2年 11月 4日	低気圧の通過 に伴う災害	0	0	8	158	—
平成 9年 7月 12日～13日	梅雨前線	0	0	0	7	—
平成 10年 9月 22日	台風第 7号	0	0	1	86	—
平成 10年 10月 17日	台風第 10号	0	0	0	4	—
平成 13年 6月 19日～20日	梅雨前線豪雨	0	0	0	4	—
平成 16年 7月 31日～8月 2日	台風第 10号	0	0	0	7	—
平成 16年 9月 7日	台風第 18号	0	1	0	4	—
平成 17年 7月 2日～3日	大雨	0	0	0	39	—
平成 17年 9月 5日～7日	台風第 14号	0	0	1	12	—
平成 20年 9月 21日	突風	0	1	0	0	—
平成 22年 12月 3日	強風	0	3	0	0	—
平成 23年 9月 2日～3日	台風第 12号	0	0	1	81	—
平成 24年 4月 3日	暴風	0	0	0	0	非住家 被害 2戸
平成 25年 9月 3日～4日	台風第 17号	0	0	0	8	—
平成 28年 9月 8日	大雨	0	0	0	3	—
平成 28年 9月 20日	台風第 16号	0	0	1	49	—
平成 29年 9月 17日	台風第 18号	0	0	84	209	—
平成 30年 9月 30日	台風第 24号	0	0	0	32	—
令和 3年 7月 8日	梅雨前線による 大雨	0	0	0	3	—
令和 4年 9月 1日～3日	大雨による洪 水	0	0	0	3	—

資料：香川県地域防災計画

(2) 地震

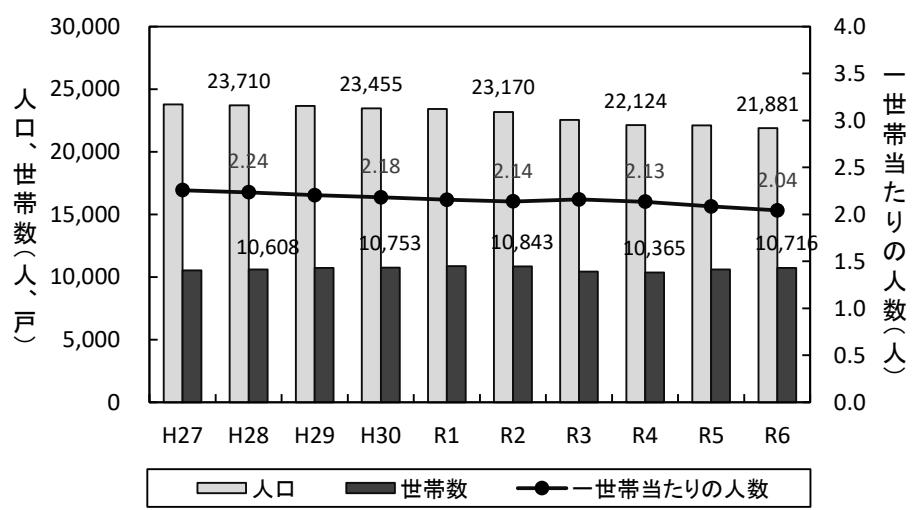
本町に残る歴史上の記録では、被害地震は特に記録されておらず、今までのところ、あまり大きな被害を受けていないものと考えられる。町内の震度観測点としては、「多度津町家中」の1つがある。

第3節 社会的状況

1 人口・世帯数

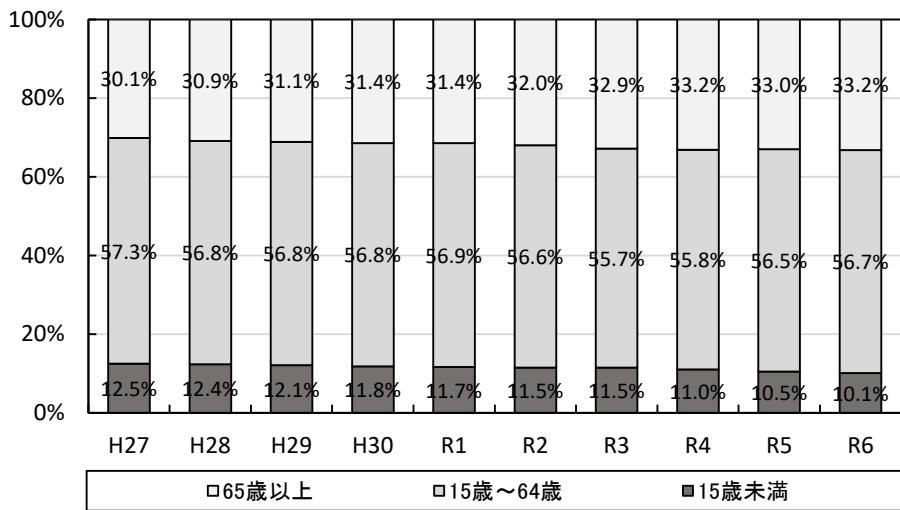
本町の人口は、図2-3-1にみられるように減少傾向にあり、令和6年10月1日現在の人口は平成27年と比較して8.0%減少し21,881人となっている。一方、世帯数は増加傾向にあり、平成27年と比較して1.7%増加し10,716世帯となっている。また、一世帯当たりの人数は平成27年の2.26人から2.04人に減少している。

年齢階級別構成比率をみると65歳以上の人口比率が増加し、15歳未満の人口比率は減少しており、少子高齢化の進行がうかがえる。



各年10月1日現在 資料：住民基本台帳

図2-3-1 人口及び世帯数の推移



各年10月1日現在 資料：住民基本台帳

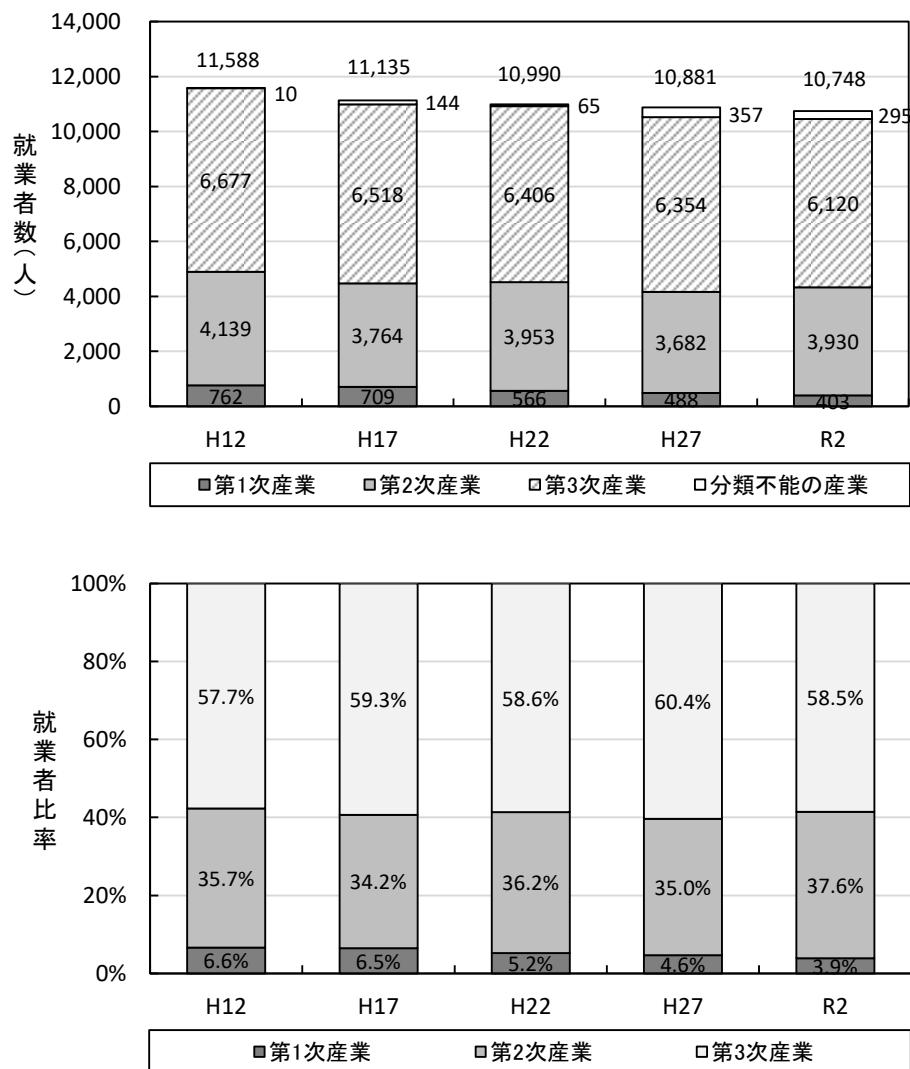
[注] 端数処理のため、合計値が100%とならない場合がある。

図2-3-2 年齢階層別人口の推移

2 産業

(1) 産業別就業人口

本町の就業人口（15歳以上就業者数）は、平成12年から令和2年の20年間で7.1%減少している。産業別の就業者比率は、第1次産業は減少傾向で推移していますが、第2次産業及び第3次産業は横ばいで推移している。



資料：国勢調査

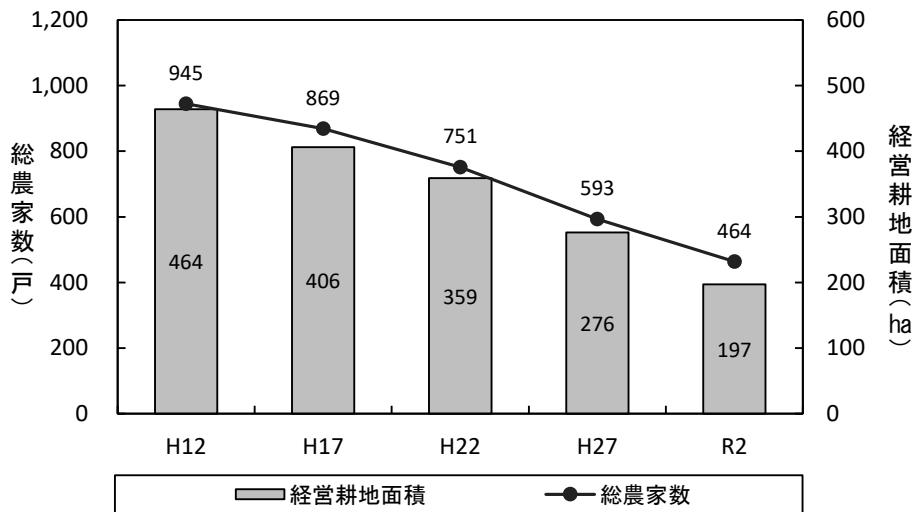
〔注〕就業者比率は、分類不能の産業を除いた比率を示す。

図 2-3-3 産業別就業者数（15歳以上）

(2) 農林業

①農業

本町の総農家数の推移は、図 2-3-4 のとおりであり、平成 12 年から令和 2 年の 20 年間で 50.9% 減少している。また、経営耕地面積も、平成 12 年から令和 2 年の 20 年間で 57.5% 減少している。



資料：農林業センサス

図 2-3-4 総農家数及び経営耕地面積の推移

②森林面積

本町の林野面積は 548ha で、町面積の 22.5% を占めている。令和 2 年の国勢調査によれば、多度津町の林業就業人口は 1 人である。

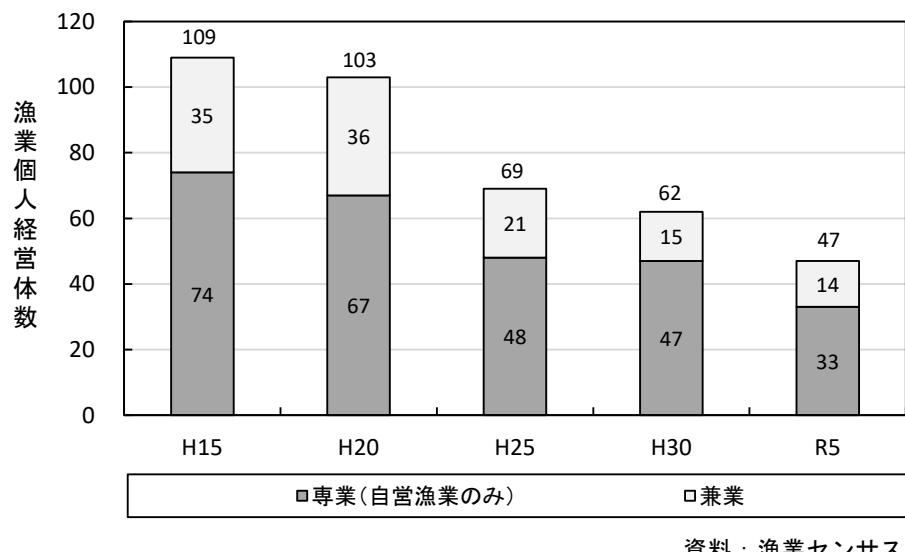
表 2-3-1 多度津町の林野面積

総土地面積 (ha)	林野面積 (ha)			所有形態別面積 (ha)				林野率	
	総数	現況森林 面積	森林以外の 野草地	国有	公有		私有		
					香川県	多度津町			
2,439	548	548	—	—	1	13	543	22.5%	

資料：農林業センサス

(3) 漁業

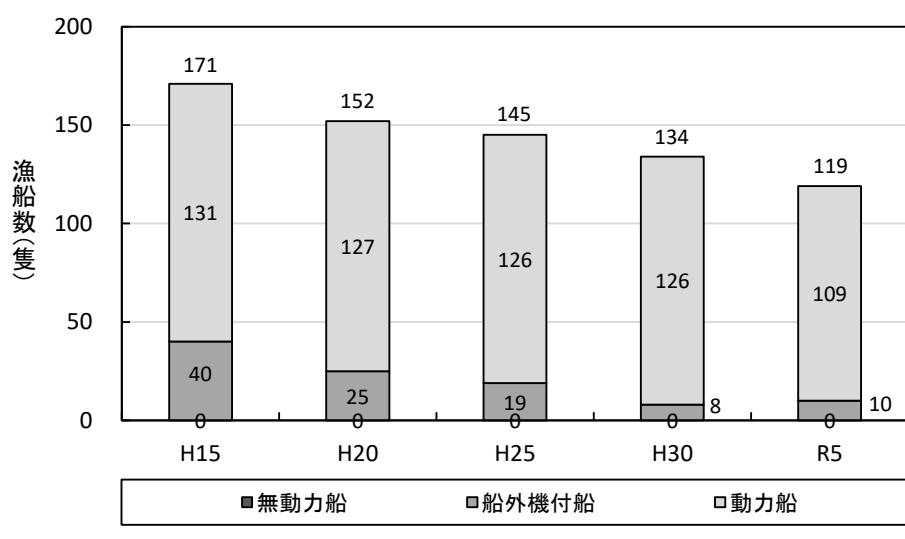
令和5年現在の多度津町の漁業経営体数は58で、内訳は個人経営体47、会社11、漁業協同組合0となっている。このうち、個人漁業経営体数の推移は図2-3-5のとおりで、平成15年から令和5年の20年間で、総数は109から47へと56.9%減少している。



資料：漁業センサス

図2-3-5 漁業の推移

また、漁船数の推移は図2-3-6のとおりで、平成15年から令和5年の20年間で、総数は171から119へと30.4%減少している。漁船の内訳は動力船が主体となっている。

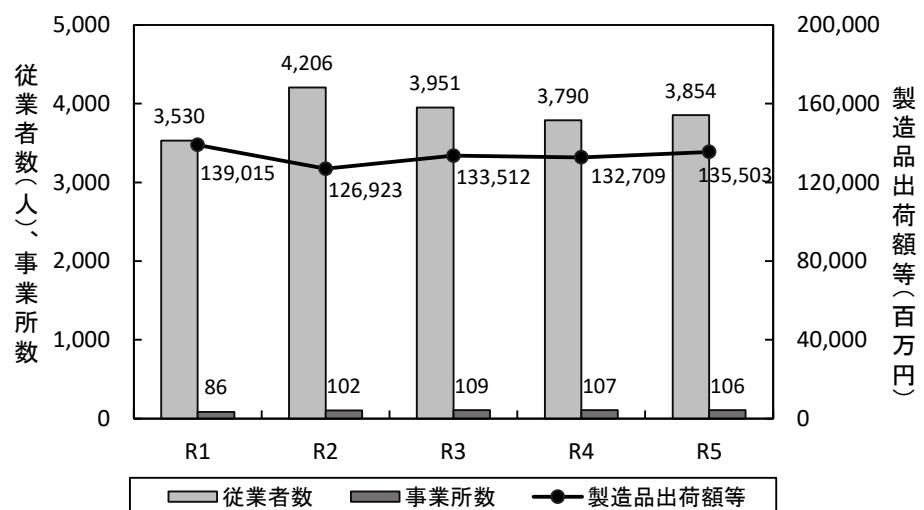


資料：漁業センサス

図2-3-6 漁業の推移

(4) 工業

本町には造船・橋梁・先端エレクトロニクスなどの企業が立地している。令和5年の経済構造実態調査によれば、事業所数（従業者4人以上）が106、従業者数が3,854人、製造品出荷額等が135,503百万円となっている。

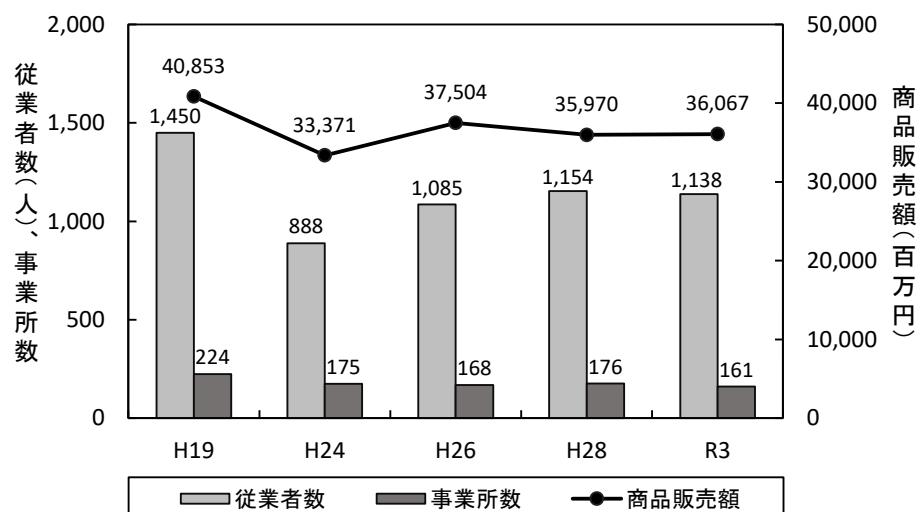


資料：工業統計調査、経済構造実態調査

図2-3-7 工業の推移（従業者4人以上の事業所）

(5) 商業

本町の小売業は、日用品を中心とした近隣対応型の商店街と郊外型大型店舗から成っている。令和3年の経済センサスによれば、事業所数が161、従業者数が1,138人、年間商品販売額が36,067百万円となっている。



資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

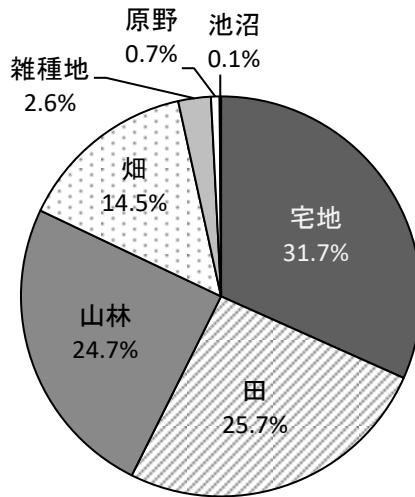
図2-3-8 商業の推移

3 土地利用

多度津町は東西 7.12km、南北 3.83km、総面積 24.39km²のまちで、南は讃岐平野、北は瀬戸内海に面し、高見島及び佐柳島の島しょ部を有している。

町の北部に位置する多度津地区には、行政機関、JR 多度津駅、工場、商店、住宅等が集積した市街地が広がっている。町の東部に位置する豊原地区には、多度津地区と連続した市街地や農地が広がり、町の中央部に位置する四箇地区には、天霧山や多度津山の一部と、農地、農村集落地、住宅等が広がっている。また、町の西部に位置する白方地区には、天霧山・弥谷山等の山地や農地、農村集落地、住宅等が広がっている。また、陸地部より 7.5km 沖に高見島が、約 12.5km 沖に佐柳島がある。

本町の総面積のうち、72.4% (17.67km²) が民有地であり、その地目別の割合は図 2-3-9 のとおりである。地目別民有地面積をみると、宅地が 31.7%を占め、田 25.7%、山林 24.7%、畠 14.5%となっている。



資料：香川県統計年鑑

図 2-3-9 土地利用状況（地目別民有地）

4 交通

交通網について見ると、JR 予讃線及びJR 土讃線が走り、JR 多度津駅が両路線の分岐駅となっている。また、JR 予讃線には海岸寺駅が設置されている。

主な道路としては、高松自動車道、一般国道 11 号、主要地方道丸亀詫間豊浜線が町を北東から南西方向に縦断し、主要地方道善通寺多度津線が南東から北西方向に走っている。また、一般県道多度津丸亀線や多度津善通寺線等が、本町の幹線道路としての役割を担っている。

海運については、多度津港と高見島・佐柳島との間及び多度津港と広島県の福山港との間に定期航路（フェリー）が開設されていたが、福山航路は平成 20 年 8 月末で廃止された。

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 運営・管理体制及びごみ処理施設

1 ごみ処理の流れ

本町におけるごみ処理・処分は、図3-1-1に示す処理フローで実施している。

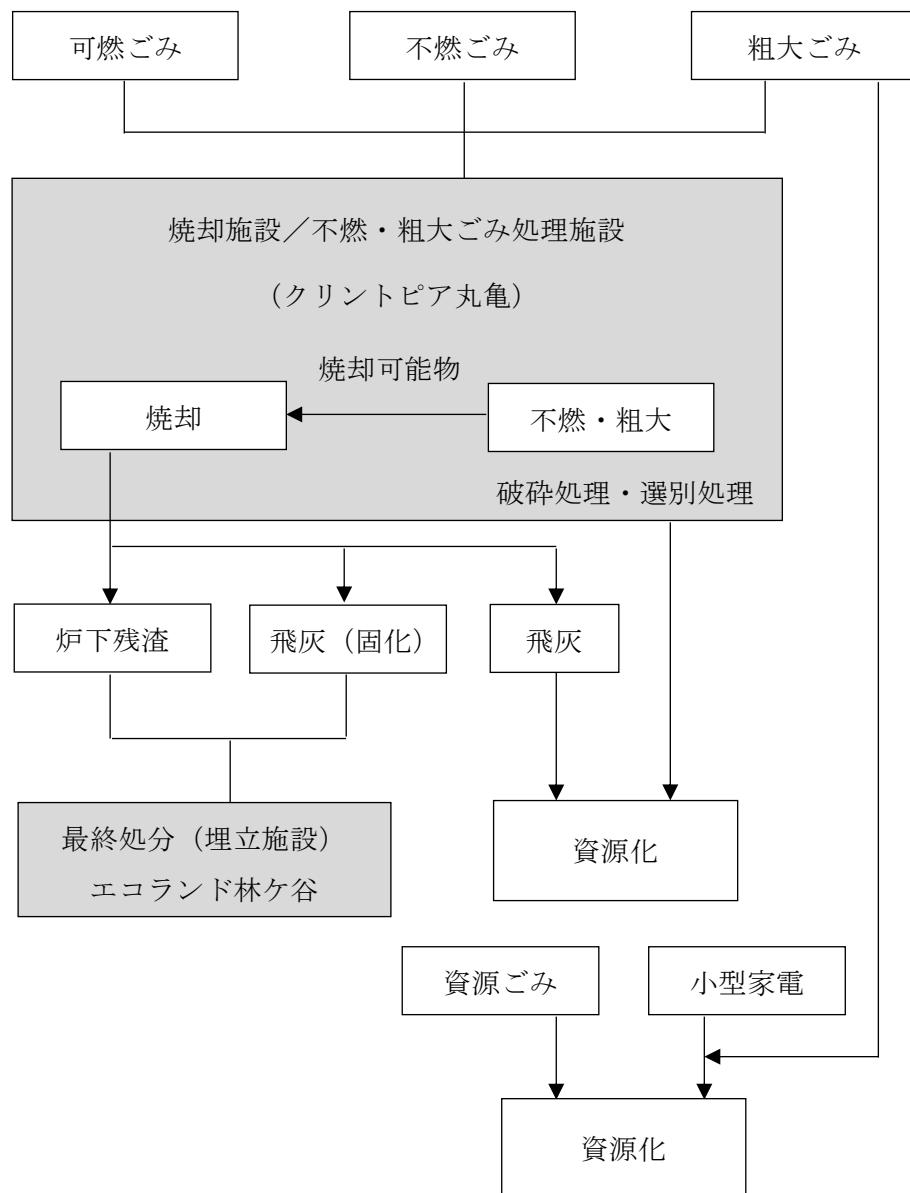


図3-1-1 処理・処分のフロー

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第11条第2項に基づき、一般廃棄物と併せて
多度津町関連施設から排出される産業廃棄物（クリントピア丸亀で処理可能なものの）を処理している。

2 ごみ処理施設の概要

町内から排出されるごみの処理施設は表 3-1-1～表 3-1-3 のとおりで、一部事務組合を含めて焼却施設が 1 施設、資源化施設が 2 施設、保管施設が 1 施設、最終処分場が 1 施設である。

表 3-1-1 多度津町に係るごみ処理施設（焼却施設）

施設名及び設置主体	焼却対象	炉型式	処理方式	処理能力	使用開始年度
クリントピア丸亀 (中讃広域行政事務組合)	可燃ごみ	全連続 燃焼式 焼却炉	流動床式	260 t / 日 (2 炉)	平成 9 年度

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

表 3-1-2 多度津町に係るごみ処理施設（資源化施設、保管施設）

施設名及び設置主体	施設区分	処理対象	処理内容	処理能力	使用開始年度
多度津町リサイクルプラザ (多度津町)	リサイクル プラザ	缶類 ペットボトル	選別、 圧縮・梱包	6t/日	平成 14 年度
	ストック ヤード	紙類、びん類、 衣類・布類、金 属、白色トレー イ、乾電池・螢 光管、廃食油、 小型家電	保管		
クリントピア丸亀 (中讃広域行政事務組合)	リサイクル プラザ	不燃ごみ、 粗大ごみ	破碎・選別	45t/5h	平成 9 年度

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

表 3-1-3 多度津町に係るごみ処理施設（最終処分場）

施設名	埋立対象	埋立面積	全体容量	埋立開始年
エコランド林ヶ谷 (中讃広域行政事務組合)	焼却残渣、処理残渣	29, 200m ²	365, 000m ³	平成 10 年度 (平成 11 年 3 月)

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

第2節 ごみの分別区分及び収集頻度等

本町におけるごみの分別区分や収集頻度等は表 3-2-1 のとおりである。

表 3-2-1 多度津町におけるごみの分別区分と収集頻度等

分別区分	ごみの具体例	収集 頻度等	ごみ処理手数料	
			家庭ごみ	事業ごみ
可燃ごみ	生ごみ、座布団、枕、ぬいぐるみ、包装等に使われているやわらかいプラスチック類（色付トレイ、卵のケース等）、ホース、おむつ、犬・猫の糞（新聞紙等で包む）、剪定ごみ（所定の直径や長さに切る）、落ち葉や草等の焼却灰、発泡スチロール等	週 2 回	指定袋 ・大 40 円 ・中 30 円 ・小 20 円	指定袋に入れる。 10kg 毎に 200 円
資源ごみ	びん、缶（ガス抜きしたスプレー缶や燃料用カセットボンベを含む）、金属（自転車やスチールラック）、衣類、乾電池、蛍光管、古紙、紙パック、ペットボトル、白色トレイ、廃食油等	月 1 回	コンテナ回収（無料）	10kg 毎に 30 円
粗大ごみ	特定家庭用機器廃棄物を除く 30kg 以内及び 1m 以内の物や家具等。剪定ごみ（所定の直径や長さに切る）、傘、毛布、布団、じゅうたん、カーテン、電子レンジ等の家庭用電気製品 ※大型の物や重量物、一時多量の場合は多度津町リサイクルプラザに搬入	月 2 回	30kg 以下 ・無料 30kg 超過 ・10 kg 毎に 100 円	10kg 毎に 200 円
不燃ごみ	耐熱ガラス、コップ、花びん、化粧品容器、鏡、板ガラス、陶磁器、ホウロウ鍋、皿、茶碗、植木鉢、硬いプラスチック類、電気コード、ポリタンク、安全靴等	月 2 回	指定袋 ・大 40 円 ・小 20 円	—
小型家電	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機、電話機、ラジオ、オーディオプレーヤ、IC レコーダ、電子辞書、電卓、カーナビ、電気かみそり、ドライヤー、ハンディファン、携帯電話等	回収ボックスで回収	—	—
収集及び持ち込み搬入ができないごみ	危険物等（薬品、有害物質を含むもの）、医療ごみ、事業ごみのうち産業廃棄物に該当するもの、適正処理困難物等	—	—	—
集積場所に出せないごみ	特定家庭用機器廃棄物、事業ごみ、持ち込みごみ（1m 以上 2m 未満の大型の物や重量物等）	—	—	—

第3節 ごみの排出及び処理状況

1 ごみ排出量

本町における過去10年間のごみ排出量及びごみ処理量等の推移を表3-3-1及び表3-3-2に、排出量の経年変化を図3-3-1に示す。

表3-3-1 ごみ排出量等の推移

項目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総人口(人)	計画収集人口	23,783	23,710	23,647	23,455	23,415	23,170	22,535	22,124	22,101	21,881
収集量(t/年)	可燃ごみ	4,935	4,908	4,825	4,710	4,793	4,880	4,818	4,647	4,537	4,470
	不燃ごみ	364	310	319	251	232	242	225	201	192	198
	資源ごみ	1,077	1,035	978	944	911	911	858	746	675	639
	その他	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	173	145	191	178	179	194	181	186	159	166
	合計	6,550	6,398	6,313	6,084	6,115	6,227	6,082	5,780	5,563	5,473
ごみ排出量(t/年)	収集量① (※上限の再掲)	6,550	6,398	6,313	6,084	6,115	6,227	6,082	5,780	5,563	5,473
	直接搬入量②	9	16	84	71	41	38	16	27	53	38
	集団回収量③	139	141	118	99	95	30	36	36	35	34
	排出量総量 ④=①+②+③	6,698	6,555	6,515	6,254	6,251	6,295	6,134	5,843	5,651	5,545

資料：多度津町資料

[注]

- ごみ排出量のごみには、事業系ごみを含むものとする。
- 直接搬入量とは、住民、町内事業所が、クリントピア丸亀に直接搬入した量である。
- 集団回収量とは、町内幼稚園・小学校・中学校のPTAが実施する資源ごみ回収量である。

表3-3-2 ごみ処理量等の推移

項目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ処理量(t/年)	直接焼却量	4,943	4,921	4,906	4,779	4,832	4,912	4,830	4,671	4,583	4,504
	直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理量	539	458	513	432	413	442	410	390	358	368
	直接資源化量⑤	1,077	1,035	978	944	911	911	858	746	675	639
	合計⑥	6,559	6,414	6,397	6,155	6,156	6,265	6,098	5,807	5,616	5,511
中間処理に伴う資源化量(t/年)⑦		86	76	62	62	61	207	344	330	300	292
リサイクル率=(③+⑤+⑦)/(③+⑥)		19.4%	19.1%	17.8%	17.7%	17.1%	18.2%	20.2%	19.0%	17.9%	17.4%

資料：多度津町資料

[注]

- 直接焼却量は、可燃ごみ収集量、直接搬入量のうち可燃ごみ量の合計である。
- 直接最終処分量は、エコランド林ヶ谷に直接搬入した量である。
- 中間処理量は、不燃ごみ収集量、粗大ごみ収集量、その他収集量、直接搬入量のうち不燃ごみ及び粗大ごみ量の合計であり、クリントピア丸亀（表3-1-2）で処理された量である。
- 直接資源化量は、資源ごみ収集量である。
- 中間処理に伴う資源化量は、クリントピア丸亀での資源化量である。

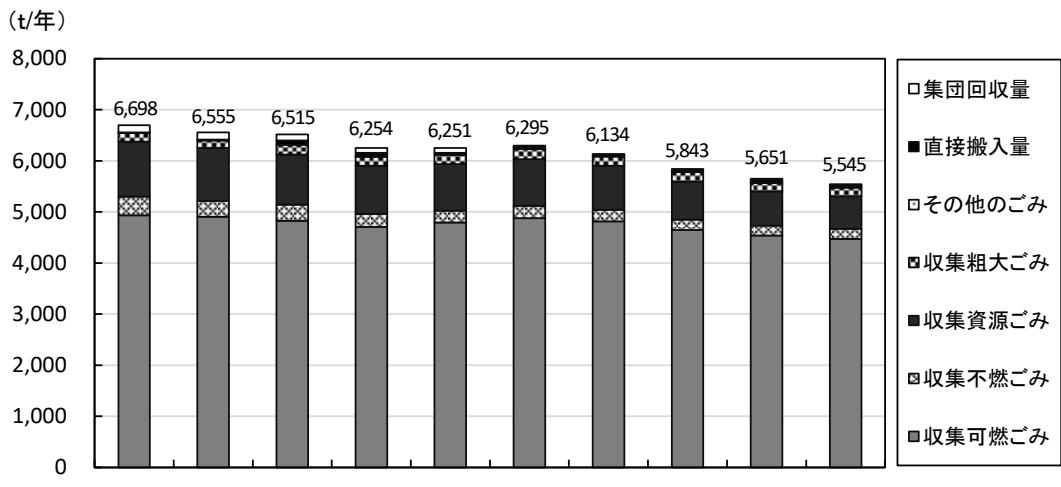


図 3-3-1 ごみ排出量の推移

過去 10 年の推移をみると、令和 2 年度に増加したものの、概ね減少傾向にある。ごみの種類別にみると、直接搬入量以外はすべて減少しており、特に収集不燃ごみ、収集資源ごみ、集団回収量の減少率が大きくなっている。

町民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移は図 3-3-2 のとおりであり、全国平均値及び香川県平均値と比較して排出量は少ない。

表 3-3-3 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

単位 : g/人日

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
多度津町	772	757	755	731	731	744	746	724	701	694
香川県	884	872	869	863	868	850	851	844	825	—
全国	939	925	920	919	919	901	890	880	851	—

資料 : 多度津町資料・一般廃棄物処理実態調査（環境省）

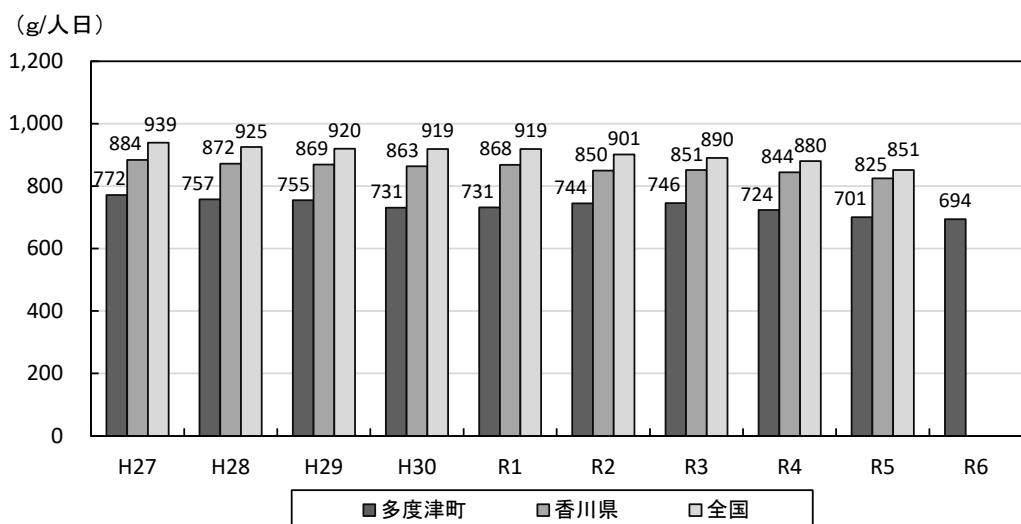


図 3-3-2 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

2 ごみ質

多度津町内から排出される可燃ごみは、現在、クリントピア丸亀で焼却処理されている。同施設に搬入されたごみについて、過去5年の組成分析結果を示すと表3-3-4及び図3-3-3のとおりである。

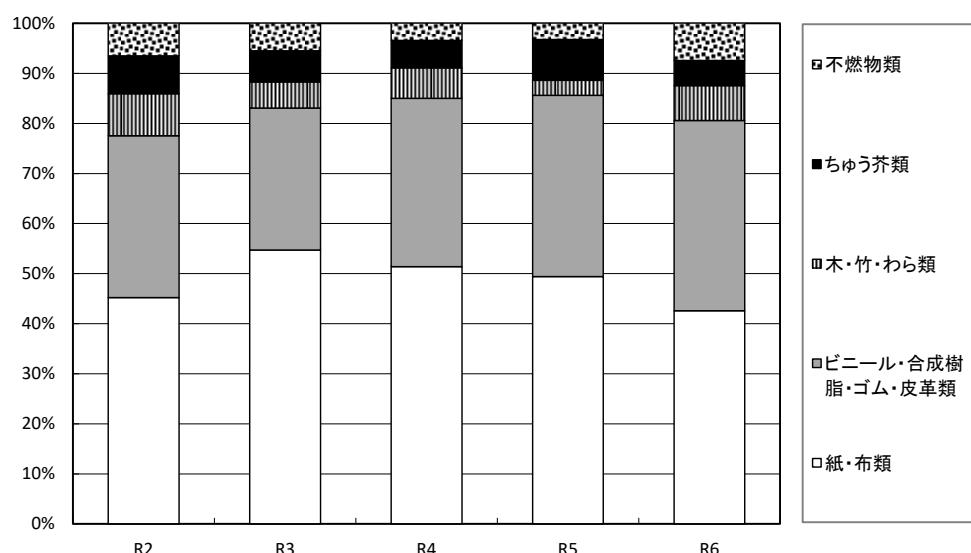
分析は、収集したごみを乾燥させた「渴きベース」でのものであり、その結果、通常は重量の多くを占める「厨芥類（生ごみなど）」の割合は約7%にとどまり、紙・布類が全体の約50%を占めている。次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が約34%となっている。

分析結果はクリントピア丸亀全体の値であり、多度津町以上に丸亀市の可燃ごみが搬入されているとはいえる、その中に含まれる紙類の中には、分別を徹底することで資源としてリサイクルできるものが少なくないと考えられ、分別促進によるごみ排出量の抑制とリサイクル率の向上が、課題の一つになるものと考えられる。

表3-3-4 クリントピア丸亀におけるごみ質の推移（可燃ごみ）

項目		R2	R3	R4	R5	R6	平均値
ごみの種類別組成（%）	紙・布類	45.1	54.7	51.4	49.4	42.6	48.7
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	32.3	28.4	33.6	36.2	38.0	33.7
	木・竹・わら類	8.4	5.2	6.1	3.0	7.0	5.9
	厨芥類	7.6	6.2	5.5	8.2	5.0	6.5
	不燃物類	6.6	5.5	3.4	3.2	7.4	5.2
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
単位容積重量（kg/m ³ ）		153.3	173.0	143.0	155.5	164.5	157.9
ごみの三成分（%）	水分	46.3	49.9	43.7	50.0	47.7	47.5
	灰分	5.7	4.5	4.4	4.0	5.1	4.8
	可燃分	48.0	45.6	51.9	46.0	47.2	47.7
低位発熱量（kJ/kg）		10,505	9,420	11,505	9,825	10,465	10,344

（種類別組成）



資料：中讃広域行政事務組合資料

図3-3-3 クリントピア丸亀におけるごみ質の推移（可燃ごみ）

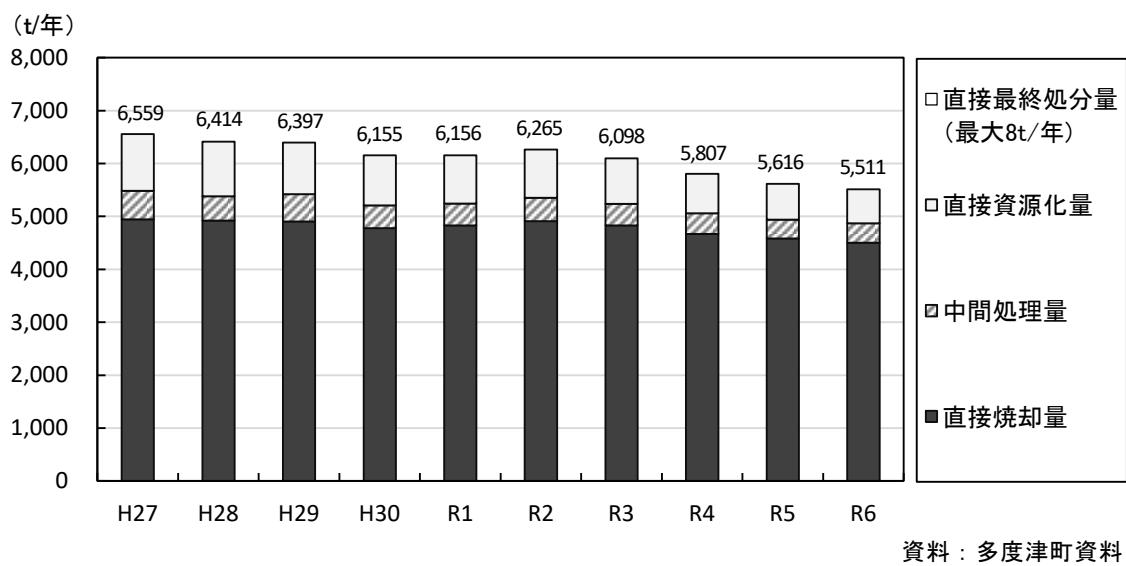
3 ごみ処理の状況

(1) ごみ処理の概況

本町におけるごみ処理の状況（直接焼却量、中間処理量、直接資源化量及び直接最終処分量）の推移を図3-3-4に示す。

ごみ処理量全体では、令和2年度に増加したものの、それ以降は概ね減少傾向にある。種類別にみると、直接焼却量が7割以上を占めている。

以上のことから、直接焼却量の抑制が課題となる。



資料：多度津町資料

図3-3-4 ごみ処理状況の推移

(2) 最終処分量の推移

表3-3-5及び図3-3-5には、直接最終処分量、飛灰（固化）及び炉下残渣の埋立量の推移を示す。

飛灰、炉下残渣とともに減少傾向にあるが、特に令和2年度から飛灰を資源化したことにより、最終処分量が大幅に減少している。

表3-3-5 最終処分量の推移

単位:t/年

項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飛灰（固化）	401	397	380	367	358	203	19	25	19	18
炉下残渣	368	299	303	264	212	231	210	214	212	197
最終処分量合計	769	696	684	631	570	435	229	239	231	215

資料：中讃広域行政事務組合資料

〔注〕令和2年度より飛灰の資源化を実施した。

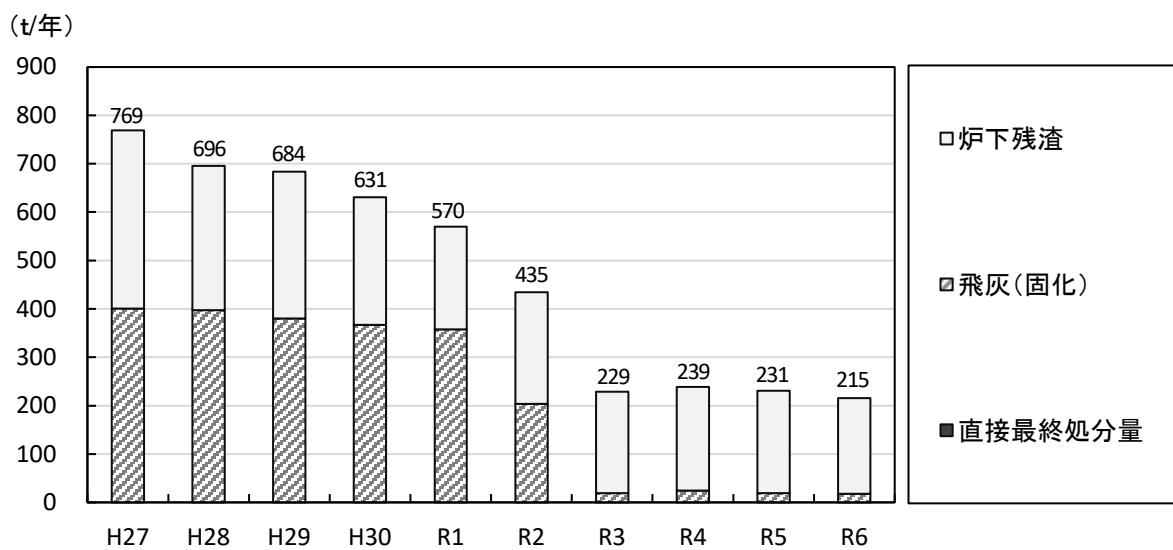


図 3-3-5 最終処分量の推移

(3) 資源化量の推移

表 3-3-6 及び図 3-3-6 には、資源ごみ処理量の推移及び令和 6 年度を 1 としたときの各年度の比率を示す。

令和 6 年度に対する比率に差はあるものの、すべての資源ごみについて横ばいか減少傾向にある。

表 3-3-6 資源ごみ処理量の推移

単位 : kg/年

区分		H27	H28	H29	H30	R1
紙 類	紙パック	4,700	5,020	4,400	4,460	4,490
	紙パック以外の紙類	652,000	619,450	560,310	529,930	497,100
	計	656,700	624,470	564,710	534,390	501,590
金属類	空カン	42,620	41,530	39,260	43,300	41,560
	金属	103,480	91,742	98,300	83,300	82,374
	計	146,100	133,272	137,560	126,600	123,934
びん類	生びん	7,426	6,974	6,586	6,492	6,449
	駄びん	141,700	138,230	119,110	116,290	111,600
	計	149,126	145,204	125,696	122,782	118,049
ペットボトル		34,230	34,490	33,670	34,370	34,500
白色トレイ		1,690	1,415	1,120	1,490	1,310
布 類		68,200	60,630	66,550	67,770	72,510
廃食油		4,450	4,340	4,270	4,160	4,191
その他	乾電池・蛍光管	9,430	9,100	8,750	7,410	7,150
	小型家電	7,020	22,350	35,948	44,810	47,820
	計	16,450	31,450	44,698	52,220	54,970
合計		1,076,946	1,035,271	978,274	943,782	911,054
区分		R2	R3	R4	R5	R6
紙 類	紙パック	5,190	4,360	4,710	4,950	3,900
	紙パック以外の紙類	489,190	459,390	406,080	366,290	342,690
	計	494,380	463,750	410,790	371,240	346,590
金属類	空カン	43,440	38,140	37,500	30,180	25,950
	金属	85,158	88,620	74,602	63,757	64,110
	計	128,598	126,760	112,102	93,937	90,060
びん類	生びん	5,913	5,227	4,004	3,674	3,683
	駄びん	94,310	107,110	99,150	98,250	95,890
	計	100,223	112,337	103,154	101,924	99,573
ペットボトル		36,700	34,860	30,420	28,945	34,620
白色トレイ		1,460	1,160	1,430	1,010	1,040
布 類		82,970	73,110	53,300	49,270	44,290
廃食油		4,328	4,063	3,370	3,152	3,422
その他	乾電池・蛍光管	7,440	7,346	6,830	6,520	6,660
	小型家電	55,370	34,540	24,180	19,490	12,980
	計	62,810	41,886	31,010	26,010	19,640
合計		911,469	857,926	745,576	675,488	639,235

資料 : 多度津町資料

- [注] 1. 平成 19 年 4 月より「廃食油」の資源回収を実施した。
 2. 平成 24 年 4 月より「蛍光管」の資源回収を実施した。
 3. 平成 25 年 10 月より「小型家電」の資源回収を実施した。

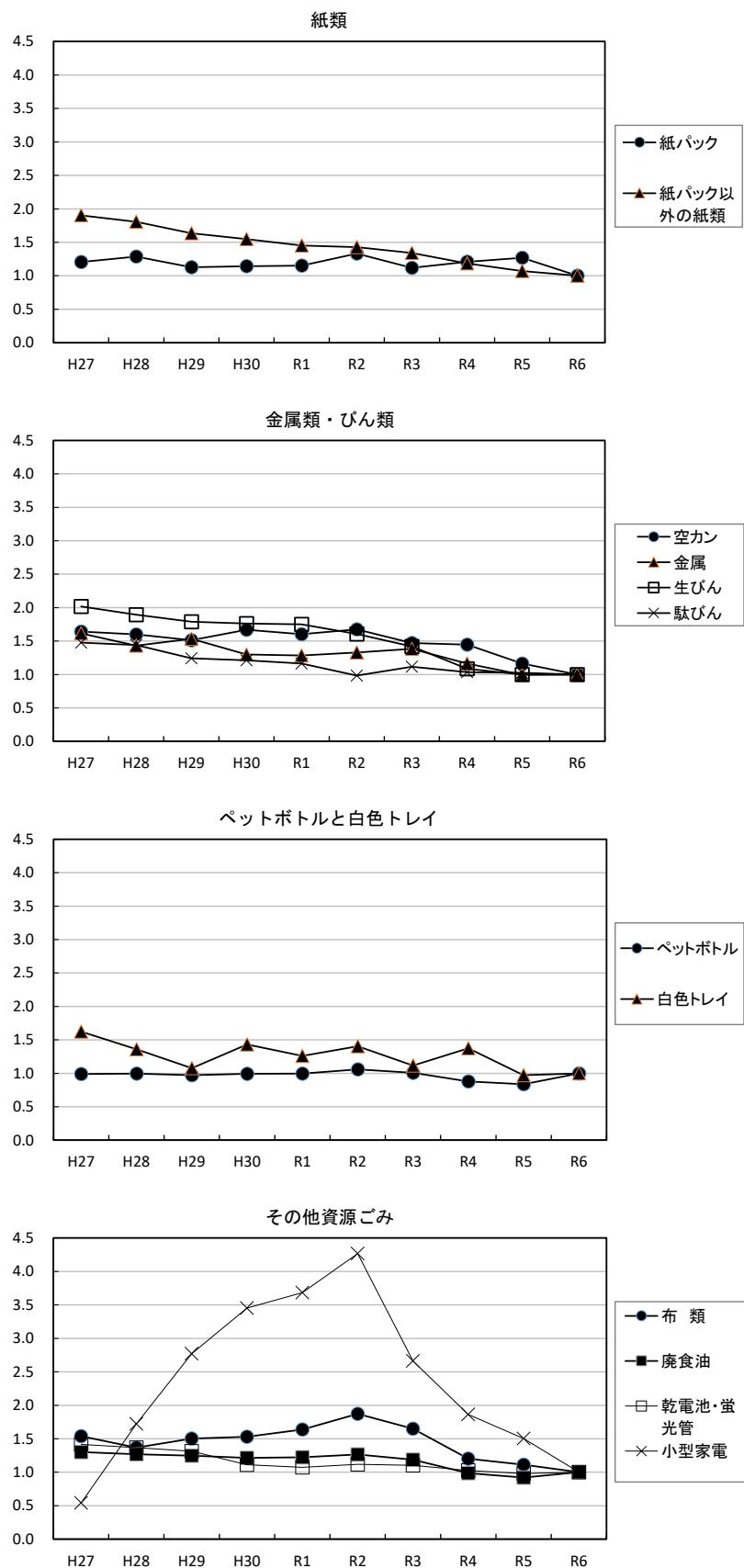


図 3-3-6 資源ごみ処理量の令和6年度に対する比率の推移

(4) リサイクル率の推移

図3-3-7に本町のリサイクル率の推移を示す。全国平均値及び香川県平均値と比較できる最新年度である令和5年度のリサイクル率は、本町が17.9%であり、全国平均値及び香川県平均値の両方を下回っている。本町では令和2年度から飛灰を資源化したことによりリサイクル率が向上したものの、令和5年度以降は低下傾向にある。

次ページの図3-3-8には、令和5年度の香川県内市町の「1人1日当たりのごみ排出量」とリサイクル率の関係を示す。リサイクル率が高い市町が「1人1日当たりのごみ排出量」が少ない傾向にある。本町の1人1日当たりのごみ排出量は、県内17市町で4番目に低く、リサイクル率は、県内17市町で5番目に低くなっている。

表3-3-7 リサイクル率の推移

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
多度津町	19.4%	19.1%	17.8%	17.7%	17.1%	18.2%	20.2%	19.0%	17.9%	17.4%
香川県	19.3%	18.7%	19.3%	18.9%	18.2%	19.3%	19.4%	19.3%	18.8%	—
全国	20.4%	20.3%	20.2%	19.9%	19.6%	20.0%	19.9%	19.6%	19.5%	—

資料：多度津町資料・一般廃棄物処理実態調査（環境省）

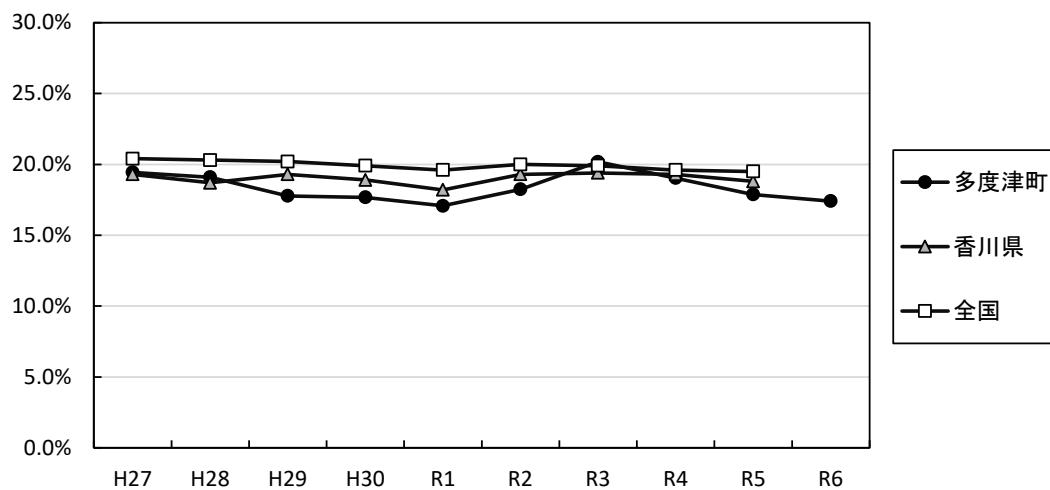


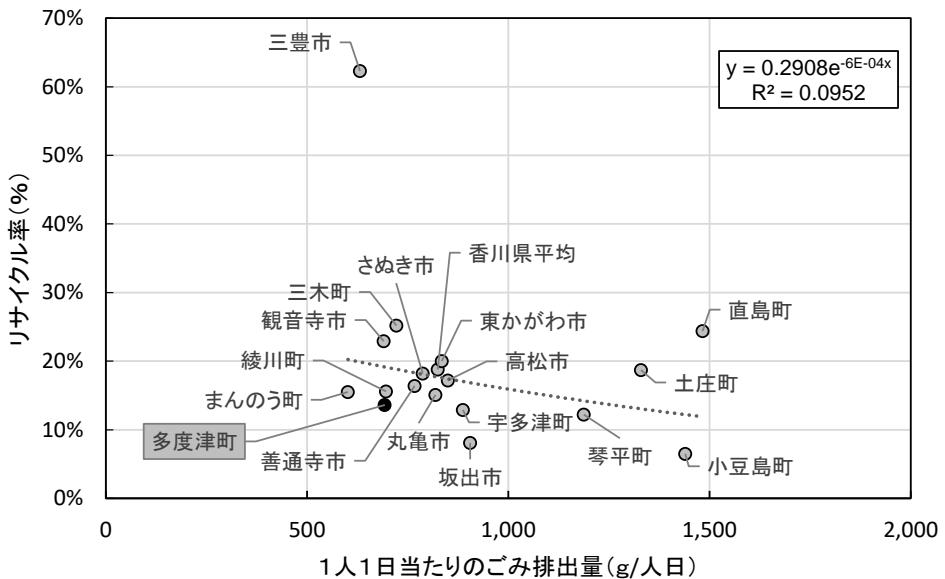
図3-3-7 リサイクル率の推移

【リサイクル率】

リサイクル率は、次式で算出される（出所：環境省）。簡単に言えば、排出されたごみ量のうち、直接又は中間処理を経て資源化された量の比率を示す。

■リサイクル率（%）

$$= (\text{直接資源化量} + \text{中間処理に伴う資源化量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 3-3-8 県内市町の1人1日当たりごみ排出量とリサイクル率（令和5年度）

第4節 ごみの減量化・資源化に係る取り組み

1 小型家電の回収・リサイクル

小型家電に含まれるレアメタルなどの有用な金属を資源として再利用するため、平成25年10月から、家庭で使用済となった携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電の回収・リサイクルを始めている。回収は、町内4か所に設置している回収ボックス及び多度津町リサイクルプラザで行っている。

また、平成29年度から粗大ごみとして回収されたごみの中から小型家電に該当するものを選別する「ピックアップ回収」を行い、資源化を進めている。

2 生ごみ処理容器等の購入補助

日常生活から排出されるごみの減量化及び再資源化を図り、生活環境整備のため、家庭用生ごみ処理容器を設置する一般家庭に補助金を交付している。

表 3-4-1 生ごみ処理機等の購入補助金

名称	対象	補助金の金額
生ごみ処理容器等購入助成制度	1. 多度津町在住であること。 2. 多度津町内で生ごみ処理容器等を継続して使用することができること。	1. 電気式生ごみ処理機 購入金額の50%以内の額（2万円を限度）。1世帯につき1基 2. 電気式以外の場合 購入金額の50%以内の額（3千円を限度）。1世帯につき2基以内

第5節 前計画の目標値と令和6年度実績値の比較

前計画（令和3年度中間見直し）においては、目標年度を令和7年度とし、ごみ排出量、1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の目標値を定めている。

以下、令和6年度の実績値とこれらの目標値等を比較する。

1 計画収集人口

前計画において、目標年度（令和7年度）の人口は22,825人と予測されていたが、令和6年度時点では21,881人となっている。

表3-5-1 前計画の人口予測値と実績値

区分	R7年度予測値	R6年度計画収集人口（実績値）
多度津町	22,825人	21,881人

〔注〕計画収集人口は、10月1日の住民基本台帳人口（外国人も含む）である。

2 ごみ排出量・1人1日当たりのごみ排出量

令和6年度におけるごみ排出量の実績値は5,545t、1人1日当たりのごみ排出量の実績値は694gとなっており、ともに前計画の目標値を達成している。

表3-5-2 ごみ排出量に関する前計画の目標値と実績値

項目	前計画の目標値	R6実績値
ごみ排出量	5,780t以下	5,545t
1人1日当たりのごみ排出量	694g以下	694g

3 リサイクル率

令和6年度におけるリサイクル率の実績値は17.4%となっており、前計画の目標値の達成には至っていない。

表3-5-3 リサイクル率に関する前計画の目標値と実績値

項目	前計画の目標値	R6実績値
リサイクル率	19.0%以上	17.4%

4 最終処分量

令和 6 年度における最終処分量の実績値は 215t となっており、前計画の目標値を達成している。

表 3-5-4 最終処分量に関する前計画の目標値と実績値

項目	前計画の目標値	R6 実績値
最終処分量	311t 以下	215t

第 6 節 ごみ処理の課題

第 5 節までのごみ処理の現状を踏まえて、ごみの 3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の観点から、本計画で検討すべきごみ処理の課題を整理した。

1 ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）

ごみ排出量については近年緩やかに減少傾向にあるものの、第 5 節（表 3-5-2）でみたように、令和 6 年度におけるごみ排出量は 5,545t、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 694g となっており、前計画の目標値（それぞれ 5,780t 以下、694g 以下）を達成している。

今後も、町民や事業者に対して意識啓発を行うなど、ごみの発生抑制に継続して取り組んでいく必要がある。

2 再使用（Reuse：リユース）及び再生利用（Recycle：リサイクル）

リサイクル率については、収集資源ごみ量の減少などに伴って近年低下傾向で推移している。令和 2 年度から飛灰を資源化したことによりリサイクル率は向上したものの、令和 5 年度以降は低下傾向にあり、前計画の目標値（19.0% 以上）の達成には至っていないのが現状である。

ごみ排出量についても減少傾向にあるが、収集資源ごみ量の減少率の方が大きいことから、本来は資源ごみとして排出できるものが可燃ごみとして排出されている可能性を示しており、特に、資源ごみの大半を占める紙類の資源化を中心として、分別徹底等の取り組みを推進する必要がある。

3 その他ごみ処理に係る課題

最終処分量については近年減少傾向で推移している。さらに、令和 2 年度から飛灰を資源化したことにより大幅に減少し、前計画の目標値（311t 以下）を達成している。

本町は中讃広域行政事務組合のエコランド林ヶ谷で最終処分を行っているが、最終処分場の延命化を図るためにも、さらなる最終処分量の削減に取り組んでいく必要がある。

第4章 人口及びごみ排出量の将来予測

第4章では、過去の実績値（平成27年度～令和6年度）を踏まえて、現状で推移した場合におけるごみ排出量の将来予測を行う。ここでいう「現状推移」とは、現在のごみの3Rに係る施策を、現状と同程度で今後も継続して実施していった場合をいう。

第1節 将来人口の設定

本計画においては、「多度津町人口ビジョン【2025年改訂版】」における令和22年度の目標人口である19,561人に向けて直線補間し、中間目標年度（令和12年度）及び目標年度（令和17年度）の計画収集人口を設定した。

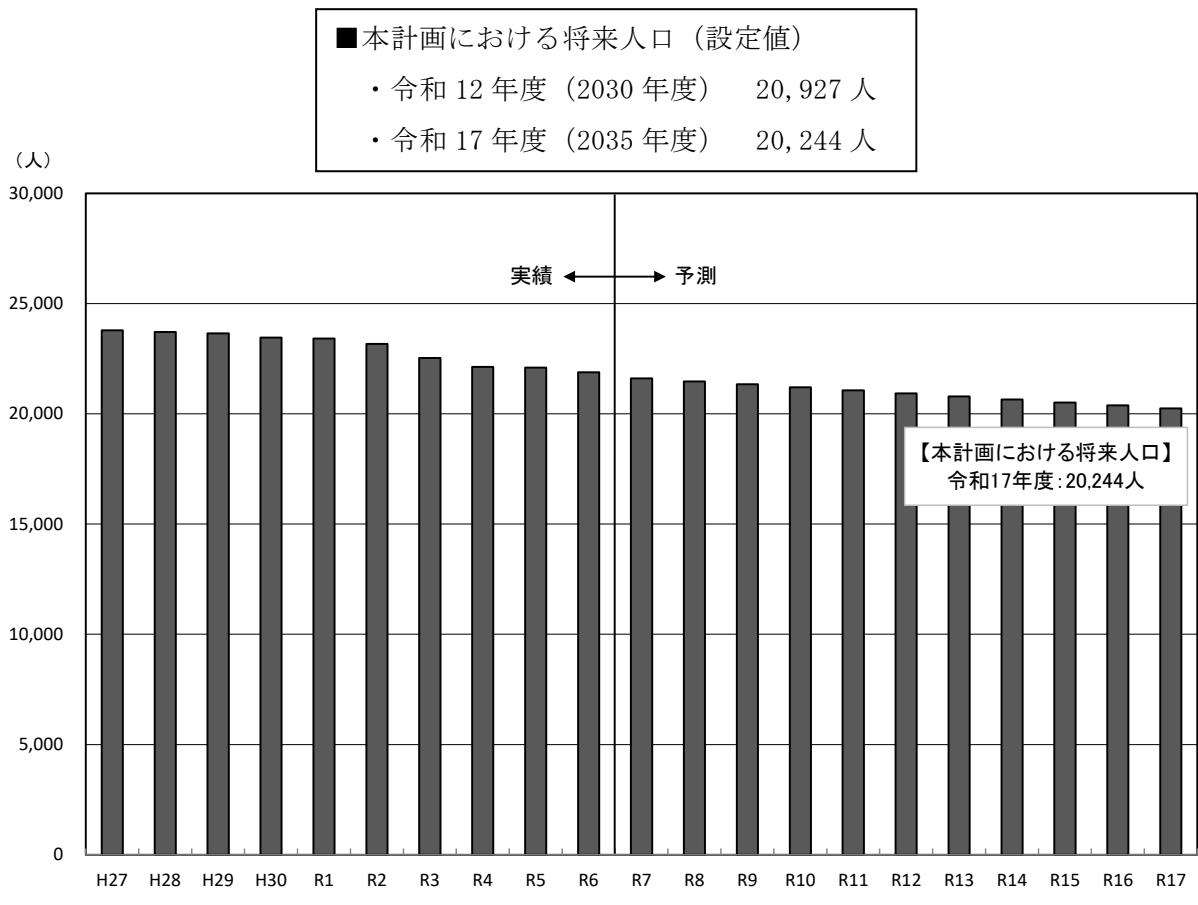
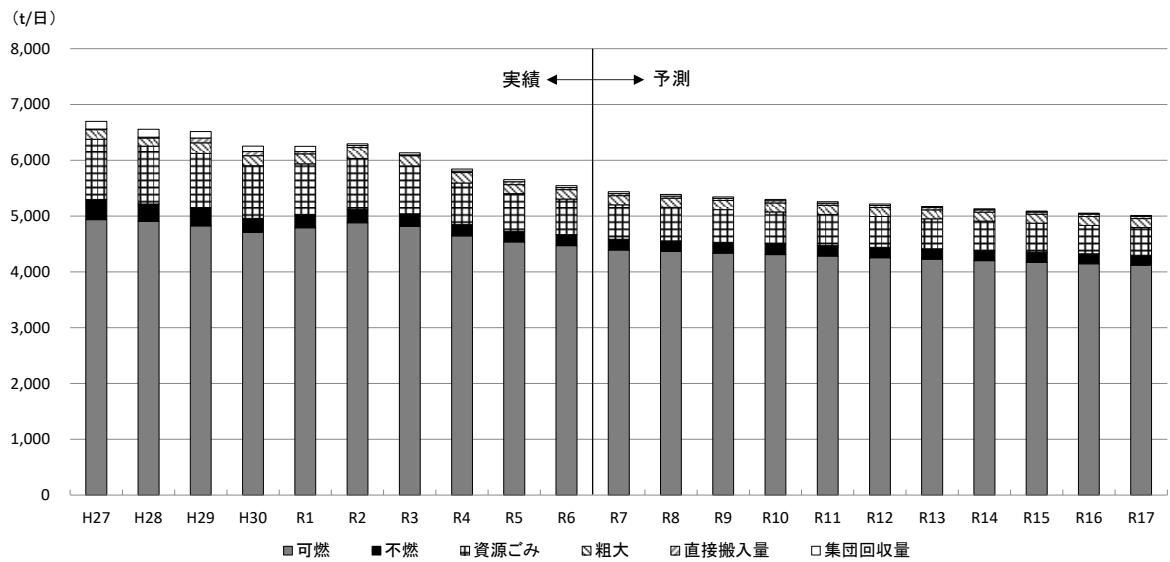


図4-1-1 計画収集人口の推移と将来人口の設定

第2節 ごみ排出量の予測

現状で推移した場合のごみ排出量(予測値)を、令和6年度までの実績値と併せて、図表4-2-1に示す。ごみ排出量は、人口減少及び1人1日当たりのごみ排出量の減少により、将来的に減少すると予測される。



[注]

- ごみ排出量のごみには、事業系ごみを含むものとする。
- 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみには、直接搬入量を含む。
- 集団回収量とは、町内幼稚園・小学校・中学校のPTAが実施する資源ごみ回収量である。
- 資源ごみの「その他」の中には、乾電池・蛍光管、小型家電（平成27年度より）が含まれる。

図表4-2-1 ごみ排出量の推移と将来予測結果（現状推移）

また、現況年度（令和 6 年度）及び中間目標年度（令和 12 年度）及び目標年度（令和 17 年度）の計画収集人口、ごみ排出原単位、ごみ排出量等を表 4-2-2 に示す。なお、本計画の現況年度は、直近年度である令和 6 年度とした。

ごみ排出原単位、ごみ排出量ともに、内訳としては増加するものもあるが、合計では将来減少すると予測される。

表 4-2-2 計画収集人口、ごみ排出原単位及びごみ排出量の予測結果（現状推移）

項目	単位	現況年度	中間目標年度	目標年度
		R6	R12	R17
計画収集人口	人	21,881	20,927	20,244
年度の日数	日	365	365	365
ごみ排出原単位（収集可燃ごみ）	g/人日	559.7	560.0	560.2
〃 (収集不燃ごみ)	g/人日	24.8	24.6	24.4
〃 (収集資源ごみ)	g/人日	80.0	72.2	67.7
〃 (収集粗大ごみ)	g/人日	20.8	21.3	21.6
〃 (直接搬入量)	g/人日	4.8	5.2	5.4
〃 (集団回収量)	g/人日	4.3	3.0	2.4
〃 (合計)	g/人日	694.0	686.2	681.8
ごみ排出量（収集可燃ごみ）	t/年	4,470	4,278	4,140
〃 (収集不燃ごみ)	t/年	198	188	180
〃 (収集資源ごみ)	t/年	639	552	500
〃 (収集粗大ごみ)	t/年	166	163	159
〃 (直接搬入量)	t/年	38	39	40
〃 (集団回収量)	t/年	34	23	18
〃 (合計)	t/年	5,545	5,242	5,038

〔注〕 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

第5章 計画目標の設定

第1節 関連法及び関連計画等

1 ごみの減量化・リサイクル関連法

ごみの減量化やリサイクルに係る関連法（主に一般廃棄物に係るもの）としては、3Rの優先順位を示した「循環型社会形成推進基本法」など表5-1-1の各法があげられる。

表5-1-1 ごみの減量化・リサイクル関連法（廃棄物処理法を除く）

公布年月	法令等	概要
平成3年4月	資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。
平成7年6月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器リサイクル法)	容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的としている。
平成10年6月	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。
平成12年6月	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことが目的であり、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、「発生抑制（リデュース）→再使用（リユース）→再生利用（リサイクル）→熱回収（サーマルリサイクル）→適正処分」と定めた。
平成24年8月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	使用済小型電子機器等に含まれているレアメタル等の有用金属の回収を目的とする。個別リサイクル法の一つであるが、それまでの個別リサイクル法と異なり、リサイクルを義務付けていない。多数の市町村の参加と認定事業者の安定した事業の継続が重要で、市場原理に委ねてリサイクルの促進を図る内容となっている。
令和元年5月	食品ロスの削減の推進に関する法律 (食品ロス削減推進法)	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。
令和3年6月	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環法)	プラスチック使用製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための法律。

2 ごみの減量化・リサイクル関連計画等

ごみの減量化やリサイクルに係る関連計画等（国、香川県、中讃広域行政事務組合に係るもの）で、前計画策定以降に変更又は定められたものを表 5-1-2 に示す。

ごみ減量化等の目標値は、これらの計画等の目標値を踏まえて検討する。

表 5-1-2 ごみの減量化・リサイクルに係る関連計画等

策定年月	名称	概要
令和 7 年 2 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (環境省告示第六号)	廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、環境大臣が以下の事項の基本方針を定めたものである。 ①廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向 ②廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項 ③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項 ④廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項 ⑤非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項 ⑥その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項 排出量、循環利用率、最終処分量について、令和 12 年度の目標値を定めている。
令和 6 年 8 月	第五次循環型社会形成推進基本計画	天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、循環型社会形成推進基本法第 15 条の規定に基づいて策定された計画。 重点分野として、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進をあげ、令和 12 年度の目標値を定めている。
令和 5 年 6 月	廃棄物処理施設整備計画	廃棄物処理法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度から令和 9 年度までを計画期間として、廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び概要を定めた計画。 基本的理念として、①基本原則に基づいた 3R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、②災害時も含めた持続可能な適正処理の確保、③脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組をあげ、目標及び指標として、ごみのリサイクル率、一般廃棄物最終処分場の残余年数、ごみ焼却施設の発電効率の平均値等の目標値を設定している。
令和 3 年 10 月	香川県廃棄物処理計画	廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定に基づく法定計画。循環型社会の構築のため、県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれの適切な役割分担と責任のもと、自主的かつ積極的な取り組みを進める基本的方策となるものである。 計画期間は令和 3 年度～令和 7 年度の 5 年間であり、令和 7 年度の目標値を定めている。

策定年月	名称	概要
令和 3 年 12 月	中讃地域循環型社会形成推進地域計画	中讃地域 2 市 3 町（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）における廃棄物処理、リサイクルシステムの方向性を示す計画。 計画期間は令和 4 年度～令和 10 年度の 7 年間であり、計画期間終了の翌年度である令和 11 年度の目標値を定めている。

第 2 節 ごみ減量化等の目標値

1 各計画等の減量化等目標値（国・県等）

表 5-1-2 の各計画等のうち、一般廃棄物の減量化及び資源化の目標値が設定されているものについて、それらを抜粋し表 5-2-1～表 5-2-5 に示す。

表 5-2-1 廃棄物処理法基本方針の目標値（抜粋）

項目	令和 12 年度の目標値
排出量	令和 4 年度比約 9% 削減 ※年当たり 1.2% 減
循環利用率	約 26% に増加
最終処分量	令和 4 年度比約 5% 削減 ※年当たり 0.6% 減

〔注〕「※年当たり」の比率は本町で追記した値である。

表 5-2-2 第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値（抜粋）

項目	令和 12 年度の目標値
1 人 1 日当たりのごみ焼却量	約 580g/人日

表 5-2-3 廃棄物処理施設整備計画の目標値（抜粋）

項目	令和 9 年度の目標値
ごみのリサイクル率	20%（令和 2 年度実績値）→28%（令和 9 年度） ※年当たり 4.9% 増

〔注〕「※年当たり」の比率は本町で追記した値である。

表 5-2-4 香川県廃棄物処理計画の目標値（抜粋）

項目	令和元年度（実績値）	令和 7 年度（目標値）
総排出量	31.2 万 t	28.0 万 t ※年当たり 1.8% 減
1 人 1 日当たり排出量	868 g / 人日	810 g / 人日 ※年当たり 1.1% 減

項目	令和元年度（実績値）	令和7年度（目標値）
リサイクル率	18.2%	24.0% ※年当たり 4.7%増
最終処分量	3.1万t	2.6万t ※年当たり 2.9%減

〔注〕「※年当たり」の比率は本町で追記した値である。

表 5-2-5 中讃広域循環型社会形成推進地域計画における本町の目標値（抜粋）

項目	令和2年度（実績値）	令和11年度（目標値）
総排出量	6,295.51t	5,411.66t ※年当たり 1.7%減
最終処分量	434.67t	236.68t ※年当たり 6.5%減

〔注〕「※年当たり」の比率は本町で追記した値である。

2 計画目標値の設定

ごみの減量化やリサイクルに関しては、国や県においてそれぞれ計画を策定し、目標値を定めているが、本町が属する中讃広域行政事務組合では、令和3年12月に「中讃地域循環型社会形成推進地域計画」（計画期間：令和4年度～令和10年度）を策定し、中讃地域2市3町（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）全体及び市町ごとの具体的な減量化量、再生利用に関する目標を定めている。

「中讃地域循環型社会形成推進地域計画」における本町の目標値は表5-2-5のとおりであり、「廃棄物処理法基本方針」や「香川県廃棄物処理計画」と比べて、ごみ総排出量の年当たり削減率は同程度、最終処分量の年当たり削減率についてはより高い目標値が設定されている。このことから、前計画の中間見直し時（令和3年度）には、本町の実情により近い上位計画であり、市町ごとの具体的な目標値が定められている「中讃地域循環型社会形成推進地域計画」との整合を図り、中讃地域全体での循環型社会の実現に貢献するため、「中讃地域循環型社会形成推進地域計画」を踏まえた目標値を設定した。

ごみ排出量、1人1日当たりのごみ排出量及び最終処分量については、前計画の目標値を達成していることから、継続的に取り組んでいくこととし、前計画における目標設定の考え方を踏襲して本計画の目標を設定するものとする。

多度津町のごみ排出量（令和6年度：5,545t）を以下のとおりとする。

- 令和12年度：5,003t
- 令和17年度：4,592t

1人1日当たりのごみ排出量（令和6年度：694g）を以下のとおりとする。

- 令和12年度：655g
- 令和17年度：621g

将来予測の結果、本町のごみ排出量は、現状のまま推移した場合でも令和 17 年度に 5,038t（1 人 1 日当たりのごみ排出量は 682g）に減少していくものと予測されているが、今後も減量化に資する施策を積極的に展開することで前計画において設定した年当たりの削減率 1.7%を引き続き達成することを目指し、ごみ排出量の目標値を令和 12 年度に 5,003t、令和 17 年度に 4,592t、1 人 1 日当たりのごみ排出量の目標値を令和 12 年度に 655g、令和 17 年度に 621g とする。

リサイクル率（令和 6 年度：17.4%）を以下のとおりとする。

- 令和 12 年度：17.4%
- 令和 17 年度：17.4%

本町のリサイクル率は、令和 2 年度から飛灰を資源化したことにより向上したものの、令和 5 年度以降は低下傾向にある。ごみ処理量は減少傾向にあるが、直接資源化量や中間処理に伴う資源化量の減少率の方が大きくなっていること、さらに、将来的に飛灰の資源化量が減少することで、中間処理に伴う資源化量の減少が想定されることから、今後もリサイクル率は低下する見込みとなっている。

今後、資源化を推進することで、令和 12 年度及び令和 17 年度に、令和 6 年度のリサイクル率と同程度の 17.4%を維持すること目標とする。

最終処分量（令和 6 年度：215t）を以下のとおりとする。

- 令和 12 年度：144t
- 令和 17 年度：103t

今後も最終処分量の削減に資する施策を積極的に展開することで前計画において設定した年当たりの削減率 6.5%を達成することを目指し、最終処分量の目標値を令和 12 年度に 144t、令和 17 年度に 103t とする。

～本計画における目標値～

項目	令和 6 年度 (実績値)	令和 12 年度 (中間目標値)	令和 17 年度 (目標値)
ごみ排出量	5,545t	5,003t	4,592t
1 人 1 日当たりのごみ排出量	694g	655g	621g
リサイクル率	17.4%	17.4%	17.4%
最終処分量	215t	144t	103t

第6章 計画目標達成に向けた施策

第1節 施策の体系

計画の課題を踏まえ、計画目標値を達成するためには、町民・事業者・行政が、「物」を消費した後、「ごみ」ではなく「資源」となるような循環型社会の構築を目指していくことが必要である。本計画においては、前計画と同様、「循環型社会の構築」を基本理念とし、前計画と同じ3つの基本方針のもとに施策を推進する。

基本理念 循環型社会の構築

基本方針① ごみをつくらない

「物」が本当に必要なかを判断し、無駄な「物」を生産したり、要求したり、購入したりすることをやめるとともに、「物」が消費され不要になったときのことを考えて資源化しやすくすることが必要である。

リデュース（発生抑制）を進めるための施策や取り組み

基本方針② ごみとしない

「物」を消費した後に「ごみ」として排出するか「資源」としてリサイクルするかは消費者の選択にかかっている。資源化が可能な「物」は極力「資源」として回収し再使用又は再資源化を行って利用することが必要である。

リユース（再使用）を進めるための施策や取り組み

リサイクル（再生利用）を進めるための施策や取り組み

基本方針③ ごみとさせない

「物」が「ごみ」として排出されても、「ごみ」から「資源」を回収したり、「資源物」とならないものは、形を変えて利用できるものとして資源化する方法を検討し、将来的には「ごみ」の埋立量をゼロに近づけていく努力が必要である。

リサイクル（再生利用）を進めるための施策や取り組み



図 6-1-1 関連する SDGs のゴール

第2節 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を進めるための施策

「ごみをつくらない」、「ごみとしない」、「ごみとさせない」の三要素をもって、循環型社会を形成していくために、町民・事業者・行政の三者は、今まで排出されてきた「ごみ」を「資源」として認識し、「ごみ」の排出抑制や「物」の再使用を推進する。

1 町の施策

(1) 町民への意識啓発

- ① 町ホームページ等で、詳細なごみ分別早見表を掲載し、分別の周知・啓発、あわせて再資源化を図る。また、外国人に対しての多言語版ごみの出し方収集計画表を掲載し、分別の徹底を図る。
- ② 町民が、自ら排出した「ごみ」の処理状況を理解し、ごみ問題へ関心を持ってもらうために、町ホームページや広報紙等により、ごみの減量に係る情報提供に努める。
- ③ 多度津町リサイクルプラザやクリントピア丸亀での施設見学等、環境教育等の充実を図る。
- ④ 町ホームページや広報紙等により食品ロスに関する啓発を行い、削減を推進する。
- ⑤ 粗大ごみについては、製品や家具の手入れや修理等により、大切に長く使用するよう啓発する。
- ⑥ エコ丸工房を活用し、不用品等の再使用促進のための啓発、支援を行う。

(2) 生ごみの堆肥化の促進

可燃ごみの大半を占める厨芥類の減量を目的として、生ごみ処理容器購入助成金制度を充実させる。

(3) 事業者への意識啓発

ごみ減量や排出方法に関する情報の提供や指導を行う。多量に排出する事業所に対しては、事業系一般廃棄物減量計画の作成を指示するなど個別に指導する。

また、食品ロスについて、3010運動（宴会時に、最初の30分と最後の10分は自分の席で食事をして食べ残しを減らす取り組み）を推奨するなど、削減を推進する。

(4) 事業系ごみの自己処理の指導

法律上は、事業者は事業活動に伴って発生する廃棄物は自らの責任で適正に処理しなければならないとなっていることから、業界の各団体、個々の事業者に対し自己処理の啓発、個別指導等を検討する。

2 事業者の取り組み

(1) 流通段階での改善

「物」を流通させる過程で必要となる梱包材等の減量化を図り、資源化可能な材質の梱包材等を用いるようにする。

(2) 販売段階での改善

- ① 過剰包装をやめ、包装の簡易化を進める。
- ② レジ袋の削減に取り組む。
- ③ 小売業者はできる限り使い捨て製品の提供を抑制し、環境負荷の少ないグリーン製品を提供する。

3 町民の取り組み

(1) 買い物の際の取り組み

- ① 買い物の際に、適正な数量を購入する。
- ② 買い物の際は、過剰包装を避け、簡易包装への意識付けに努める。
- ③ 買い物の際は、マイバッグ等を持参し、レジ袋の利用を控える。
- ④ 買い物の際は、詰め替え商品の活用、マイボトルの使用など、使い捨てプラスチック製品の使用を控える。
- ⑤ 買い物の際は、環境やリサイクルに配慮した商品や製品を購入する。

(2) 生ごみの減量化

- ① 生ごみの水切りを徹底し、生ごみの減量化に取り組む。
- ② 食品は必要な量だけ購入し、賞味期限切れなどで手を付けずに捨てたりしないなど、食品ロスの削減に取り組む。
- ③ 生ごみ処理容器等による生ごみの堆肥化に努め、生ごみの減量化に取り組む。

(3) 「物」の長期使用

洋服や家具等は、修繕や修理によって大切に長く使うことを心がける。

(4) バザー等の積極的な参加

「物」が不要となり排出する際、再使用が可能な衣類等は、バザー等の不用品交換の場を積極的に利用することにより、再利用を図るようにする。

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと で、日本では年間約 464 万 t（令和 5 年度推計値）の食品ロスが発生しており、これは世界中で飢餓に苦しむ人々への食糧支援量（年間 370 万 t）の約 1.3 倍に相当する。国民 1 人当たりに換算すると、年間約 37kg の食品を捨てていることになる。



資料: 農林水産省ホームページ

<食品ロス削減のための取り組み例>

- ・買い物の時には、残っている食品を確認してから買い物に行く、すぐ食べるのではなく賞味期限の長い商品からではなく陳列棚の手前の商品から取るなど。
- ・調理の時には、傷みやすい商品は早めに使い切る、食べきれる量を調理して作りすぎないようにする、今まで捨てていた野菜の茎や皮などを使って料理を作るなど。
- ・食事の時には、なるべく好き嫌いせずに残さず食べる、食べきれなかった料理は保存して早めに食べる、外食では食べきれる量を注文するなど。

図 6-2-1 食品ロスの現状と削減のための取り組み例

第3節 リサイクル（再生利用）を進めるための施策

リデュース、リユースの取り組みを経た上で排出された「ごみ」の再資源化を推進する。

1 町の施策

(1) 分別収集の拡充と徹底

- ① リサイクルの重要性の周知・啓発を図ります。なお、ごみを出す際にはリチウムイオン電池やカセットボンベなどの車両火災等につながるごみの分別の徹底を周知します。
- ② 小型家電を平成 25 年 10 月から収集しているが、それ以外についても必要に応じて分別収集品目の拡充を検討する。
- ③ 事業系ごみは自己処理が原則であるものの、小規模事業者については事業系一般廃棄物として取り扱っているが、一般家庭と同様にごみの分別排出の徹底を図る。

(2) 資源ごみ持ち去り防止対策の推進

(3) 中間処理における資源物回収の徹底

- ① 「ごみ」として排出された「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」から、金属類等、再生利用可能な物を回収し、資源化を推進する。
- ② クリントピア丸亀において、令和2年度から飛灰を資源化しており、引き続き資源化を進める。

(4) 集団回収への支援策の強化

集団回収を促進させるため助成制度を設置しているが、本町の状況を勘案しながら、より充実させて回収量の増加を図る。

2 事業者の取り組み

(1) 分別の徹底と資源化

- ① 社員への環境教育を進め、適切なごみの分別に努める。
- ② 事業系ごみとして出していたものの中に、紙類等資源ごみとなるものがあれば、分別を徹底し、資源化を図る。

(2) 店頭回収の推進

身近な資源回収の場として店頭回収を実施し、回収品目、回収量の拡大を図っていくようにする。また、消費者に店頭回収のPRを行い協力を求めていく。

(3) 事業所等の古紙回収推進

紙ごみを多く排出する事業所を中心に、可能な限り古紙を回収し資源化する。機密書類についても機密保護に対応している業者と契約して資源化するなど、可燃ごみとしないよう努める。

3 町民の取り組み

(1) 分別の徹底と資源化

- ① 家庭での適切なごみの分別に努める。
- ② 可燃ごみ、不燃ごみとして出していたものの中に、紙類等資源ごみとなるものがあれば、分別を徹底し、資源化を図る。

(2) 生ごみの堆肥化

生ごみ処理容器等による生ごみの堆肥化に努める。(再掲)

(3) 店頭回収への協力

トレイ、パックなどの店頭回収に協力し、資源化を図る。

(4) 集団回収への参加

集団回収に積極的に参加し、資源化を図る。

第4節 その他の施策や取り組み

1 収集・運搬計画

(1) 町の施策

- ① 分別徹底のため、町民にとって、資源の区分がわかりやすく出しやすい分別区分を、必要に応じて検討する。
- ② 住民サービスの提供と安全・衛生対策が図れることを基本として、必要に応じて、収集時間、収集回数及び収集ルート等の検討を行う。また、ごみ収集車両の走行に当たっては、走行時間や走行速度に十分に配慮して交通事故防止を徹底する。
- ③ 収集運搬に当たっては、経済性や効率等を勘案し、効果的な手法を検討する。
- ④ 高齢化社会の到来を踏まえ、高齢者のみの世帯や要介護者等のごみ出しについての制度を継続する。

(2) 町民の取り組み

ごみの排出日、排出時間、排出方法などごみの出し方を遵守するとともに、集積場の整理整頓に心がける。

2 中間処理計画

本町から排出されるごみの中間処理施設は、多度津町リサイクルプラザ及び中讚広域行政事務組合のクリントピア丸亀であり、この2施設で処理を行う。

中間処理施設の稼働に当たっては、処理に伴う騒音、振動、悪臭等の公害を発生させないよう配慮するとともに、施設の補修や維持管理に係る計画を立てて、施設の延命化を図る。

3 最終処分計画

本町から排出されるごみの最終処分場は、中讚広域行政事務組合のエコランド林ヶ谷であり、この施設を可能な限り延命化できるよう、上述のごみの発生抑制、再使用、再生利用の施策や取り組みを推進し、計画目標値を達成することが必要である。

4 その他

廃棄物の野焼きなどの不適正処理や山林や海岸への不法投棄防止に努める。

また、大規模な水害や震災による廃棄物の大量発生に備えて、災害廃棄物処理計画を別途策定し、災害廃棄物処理体制や国・県・周辺自治体・民間企業等との相互支援体制等の強化を図るとともに、災害廃棄物の保管場所の検討及び整備を行う。

プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集については、広域の分別収集体制などについて検討を行う。